

証券コード 2294
2025年7月8日

株 主 各 位

三重県桑名市吉之丸8番地
株式会社 柿安本店
代表取締役社長 赤 塚 保 正

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第57期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.kakiyasuhonten.co.jp/ir/stock/meeting.php>



また、上記のほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

プロネクサスウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2294/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙またはインターネット等(パソコン、スマートフォン等)にて、2025年7月24日(木曜日)午後6時までに議決権の行使をしていただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月25日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 三重県桑名市中央町三丁目20番地
柿安シティホール (桑名市民会館) 大ホール
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第57期 (2024年5月1日から2025年4月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期 (2024年5月1日から2025年4月30日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項 議案 剰余金処分の件

4. 議決権の行使について

書面(郵送)による議決権の行使

- (1) 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- (2) 議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権の行使

4～5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

5. 株主様へのお願い

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知をお送りしております。
 - ◎ ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトにもみ掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載のほか上記①及び②の事項であります。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kakiyasuhonten.co.jp>)に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年7月24日(木曜日)午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで 通話料無料）

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。

- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

事 業 報 告

(2024年 5 月 1 日から
2025年 4 月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善及び経済活動の持ち直しにより、緩やかな景気回復となっておりますが、原材料・エネルギー価格の高騰による物価上昇が続くとともに、米国新政権による関税政策への懸念等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社及び子会社（以下、当社グループという。）が属する食関連業界におきましても、米を中心とした原材料価格の高騰や人件費の上昇による利益の圧迫が続いており、予断を許さない状況となっております。

このような環境の中、当社グループは、経費の効果的な活用や価格改定により利益確保に努めました。

また、既存店の収益改善や複合型店舗の収益強化を図るとともに、新商品や大人気アニメーション作品とのコラボ商品を販売する等、お客様に魅力や価値のある事業展開を試みました。

出退店につきましては「ラスカ平塚精肉店」等10店の出店、11店の退店を行いました。

また、レストラン業態では前期の料亭本店に続き今期は銀座店を全面改装する等、既存店舗の改装にも注力いたしました。

<出退店の状況>

区 分	出 店	退 店
精 肉 事 業	2店	1店
惣 菜 事 業	3店	1店
和 菓 子 事 業	5店	8店
レ ス ト ラ ン 事 業	－	1店
食 品 事 業	－	－
合 計	10店	11店

以上の結果、当連結会計年度の売上高は36,104百万円（前期比2.6%減）、営業利益は1,500百万円（同31.8%減）、経常利益は1,538百万円（同31.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は701百万円（同50.0%減）となりました。

(a) 精肉事業

精肉事業につきましては、2025年2月9日には年に一度の肉の日として、限定の「感謝袋」を販売するとともに、WEB予約システム「ニクヨヤク」では、予約限定商品として松阪牛と黒毛和牛の食べ比べセットを展開しました。

また、4月には人気の牛タンを加えた焼肉セットを販売する等、お客様の需要を捉えた商品展開に努めました。

出退店につきましては、「ラスカ平塚精肉店」等2店を出店し、1店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は13,809百万円（前期比2.4%減）、セグメント利益は777百万円（同36.4%減）となりました。

(b) 惣菜事業

惣菜事業につきましては、『海老とスティックブロッコリーの湯葉あんかけ』や『あさりと5種野菜のペペロンチーノ風サラダ』等の季節限定商品を展開しました。また、人気商品を集めた『バレンタインオールスター弁当』『春のオールスター弁当』や高級食材を贅沢に掛け合わせた『黒毛和牛 牛めし&うなぎ弁当』を提供する等、満足度の高い商品の展開を図りました。

出退店につきましては、3店を出店し、1店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は12,817百万円（前期比2.9%減）、セグメント利益は1,172百万円（同1.5%減）となりました。

(c) 和菓子事業

和菓子事業につきましては、ひな祭りには『桜餅』『桜おはぎ』等の定番の桜商品を展開するとともに、新たな試みとして、いちごを用いた『桜いちご大福』や『いちご豆大福極』を販売する等、今後に繋がる商品展開を実施しました。

また、「EXPASA御在所下り柿次郎」をリニューアルオープンするとともに、従来は和菓子業態であったイオンモール四條畷店を、惣菜事業のお惣菜やお弁当もご利用いただける新業態としてオープンする等、お客様に価値のある店舗づくりに努めました。

出退店につきましては、「柿次郎イオンモール四條畷店」等5店を出店し、8店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は6,634百万円（前期比0.7%増）、セグメント利益は389百万円（同14.2%減）となりました。

(d) レストラン事業

レストラン事業につきましては、2025年4月に料亭業態の「柿安 銀座店」を全面改装しました。四季をテーマとしたこだわりの個室をご用意し、松阪牛を中心とした最高級食材を、熟練の料理人が匠の技術で料理を提供しており、他では体験できない貴重な時間と空間が味わえるお店となっております。

また「上海柿安らばーとTOKYO-BAY」や「グリル&カレーEXPASA御在所店」をリニューアルオープンする等、改装による店舗の活性化・集客向上を図りました。

出退店につきましては、1店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は1,345百万円（前期比9.9%減）、セグメント損失は1百万円（前連結会計年度は61百万円のセグメント利益）となりました。

(e) 食品事業

食品事業につきましては、新商品の高級レトルトカレー『KAKIYASU PREMIUM』シリーズから『厚切り牛タンカレー』を販売しました。

また、新たな試みとして『減塩牛肉しぐれ』『すき焼』等の『柿安瓶詰めシリーズ』を8種類同時に期間限定発売するなど、更なる販路拡大に努めました。

この結果、当事業の売上高は1,494百万円（前期比7.6%減）、セグメント利益は143百万円（同20.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、急速に変化する食関連市場の中で事業展開及びお客様のニーズへの対応のため、総額1,190百万円の設備投資（有形固定資産の他、無形固定資産及び長期前払費用を含む。）を実施いたしました。

主な投資といたしましては、店舗の出店及び改装に958百万円（レストラン事業371百万円、精肉事業304百万円、惣菜事業153百万円、和菓子事業128百万円）、工場の生産設備増強・更新に81百万円、社内IT環境の構築・整備に24百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループの現状の認識について

当社グループを取り巻く事業環境は、米を中心とした原材料・エネルギー価格の高騰は未だ収まっておらず、依然として不透明な状況は続くと思われま

す。この厳しい経営環境の中でも、家庭内食、中食、外食を擁する総合食品企業として、変化する消費者のニーズに柔軟に対応するとともに、成長し続ける会社を目指してまいります。

② 経営の基本方針

当社グループは、『おいしいものをお値打ちに提供する』の経営理念に基づき、徹底しておいしさの追求を行うとともに、潜在ニーズの掘り起こしを新業態及び新商品の開発により行い、事業の新陳代謝を図ってまいりました。

おいしさの追求は柿安の原点であり、これを企業メッセージ『おいしさ、育む。』と表現し、「素材へのこだわり」「職人の技と発想」「おもてなしの心」により、おいしさの向上に努めてまいります。

③ 対処すべき課題と対処方針

食関連業界におきましては、米を中心とした原材料・エネルギー価格の上昇に伴う物価・物流コストの上昇や賃上げによる人件費が増加している背景から、費用の上昇分を価格に転嫁する動きが進んでおります。これにより、これまで以上に消費者マインドは節約志向に向かうと推測され、厳しい経営環境は今後も継続すると予想されます。

当社グループにおきましては、伝統が培った「柿安のこだわり」を実践することで、お客様が高い価値を感じていただけるような商品・接客サービスの提供を継続してまいります。また、業務の見直し・効率化により全社的なコスト削減活動を徹底することで、利益確保を目指してまいります。

今後も皆様とともに、「柿安」ブランドとしての誇りと自信を持って提供できる商品・サービスを創造し続け、社会の課題や要請、ご要望にお応えすべく、「豊かな食文化の創造」を通して社会に貢献してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2022年2月期)	第55期 (2023年4月期)	第56期 (2024年4月期)	第57期 (当連結会計年度) (2025年4月期)
売上高 (百万円)	37,998	43,910	37,052	36,104
経常利益 (百万円)	3,287	3,566	2,233	1,538
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,704	2,205	1,400	701
1株当たり当期純利益 (円)	162.79	210.60	133.74	71.50
総資産 (百万円)	20,002	21,725	21,687	19,196
純資産 (百万円)	15,834	17,007	17,657	15,044
1株当たり純資産額 (円)	1,512.67	1,623.80	1,685.83	1,570.68

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2022年2月期)	第55期 (2023年4月期)	第56期 (2024年4月期)	第57期 (当事業年度) (2025年4月期)
売上高 (百万円)	36,837	42,277	35,710	34,899
経常利益 (百万円)	3,086	3,525	2,163	1,540
当期純利益 (百万円)	1,842	2,210	1,342	707
1株当たり当期純利益 (円)	176.00	211.04	128.20	67.89
総資産 (百万円)	19,811	21,568	21,382	18,985
純資産 (百万円)	15,873	17,070	17,582	15,041
1株当たり純資産額 (円)	1,516.37	1,629.79	1,678.66	1,570.40

(注) 第55期は決算期変更に伴い、2022年3月1日から2023年4月30日までの14ヵ月決算となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主な事業の内容
(連結子会社) 株式会社KHフードサービス	10	100.0	レストラン店舗の運営

(8) 主要な事業内容 (2025年4月30日現在)

当社グループは、当社（株式会社柿安本店）及び子会社1社により構成されており、主に、精肉、惣菜、和菓子、牛肉しぐれ煮の製造販売及びレストランの運営を行っております。

なお、当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

<精肉事業>

[当社]

松阪牛及び自社ブランド「三重 柿安牛」を核に全国のブランド牛肉、豚肉や鶏肉から肉加工品・惣菜類に至る幅広い品揃えの専門店として展開を行っております。安全でおいしい牛肉の安定供給のために、厳選された契約牧場から仕入れ、枝肉加工の社内一貫体制を持ち、徹底した衛生管理・温度管理のもと店舗販売の他、産地直送ギフトなどを扱っております。

また、近年では惣菜事業や和菓子事業と共同で「複合型店舗」を展開する等、新たな試みへの挑戦も行っております。

<惣菜事業>

[当社]

百貨店を中心とした洋惣菜「柿安ダイニング」や中華惣菜「柿安上海DELI」をはじめ、看板商品の黒毛和牛牛めし専門店「柿安 牛めし」や路面店など多様な惣菜業態を展開しております。主力であるダイニング部門では、お肉や旬の味覚、高品質野菜などの厳選した食材を使用した創作惣菜を、職人が出来立てのおいしさにこだわり調理しております。色彩豊かな見た目による華やかさを演出するとともに、安全・安心な商品を提供しております。

<和菓子事業>

[当社]

ショッピングセンター・駅ビル等の「口福堂」において、おはぎ・どら焼・わらび餅・大福及び団子などの定番商品に加え、「桜餅」「柏餅」「いちご大福」等の季節・歳時商品を取り揃えた和菓子の製造販売を行っております。

また、和菓子に加え、惣菜事業のお弁当やお惣菜も提供している「柿次郎」を高速道路のサービスエリアを中心に展開しております。

<レストラン事業>

[株式会社KHフードサービス]

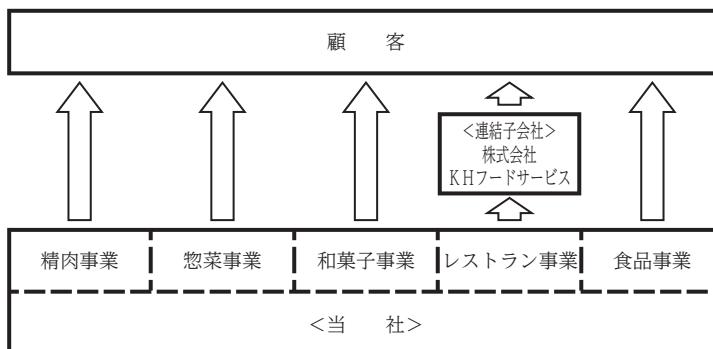
松阪牛のすき焼、しゃぶしゃぶなどの肉料理と懐石料理等の日本料理を主力に趣のある空間で、最高の接客サービスを提供している「柿安」の料亭部門、本格的なお肉専門のレストラン「柿安 Meat Meet」等のグリル部門、こだわりの肉料理をお値打ちに提供している「柿安 Meat Express」等のフードコート部門、中華料理を提供しているビュッフェ部門を展開しております。

<食品事業>

[当社]

「料亭しぐれ煮」を看板商品として、「柿安しぐれ煮丼」「炊き込みご飯の素」といった利便性の高いレトルト食品や「瓶詰めシリーズ」の他、高付加価値商品である「KAKIYASU PREMIUM」シリーズを百貨店、量販店及び高級スーパーマーケット向けに展開しております。「しぐれ煮」は三重県桑名市に伝わる製法で素材の味を生かし、佃煮とは異なり柔らかく炊き上げたものであります。当社のしぐれ煮類は、自家需要から贈答用まで幅広くご利用いただいております。

事業の系統図は次のとおりであります。



[関係会社の状況]

名 称	住 所	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	出資比率 (%)	関 係 内 容
(連結子会社) 株式会社 KHフードサービス	三重県桑名市	10	レストラン 店舗の運営	100.0	当社は同社に当社 製品を供給して おります。 役員の兼任等有

(9) 主要な営業所及び工場 (2025年4月30日現在)

本社 三重県桑名市
 東京本部 東京都品川区
 店舗 337店舗

店舗の地域別分布

区 分			精肉事業	惣菜事業	和菓子事業	レストラン事業	食品事業	計
			店	店	店	店	店	店
北宮	海城道	1	6	—	—	—	7	
山	城	2	2	3	—	—	7	
茨	形	—	—	2	—	—	2	
栃	城	1	1	4	—	—	6	
群	木	1	2	1	—	—	4	
埼	馬	—	—	4	—	—	4	
千	玉	3	3	8	1	—	15	
東	葉	1	5	12	1	1	20	
神	京	6	24	10	2	3	45	
奈	川	5	4	11	2	2	24	
新	潟	—	1	2	—	—	3	
富	山	—	—	3	—	—	3	
石	川	—	—	2	—	—	2	
山	梨	—	—	2	—	—	2	
長	野	—	—	1	—	—	1	
岐	阜	2	1	5	—	—	8	
静	岡	1	1	10	—	—	12	
愛	知	4	9	26	4	—	43	
三	重	5	2	9	5	—	21	
滋	賀	—	1	3	—	—	4	
京	都	1	3	3	—	—	7	
大	阪	2	11	10	1	3	27	
兵	庫	1	3	6	—	—	10	
奈	良	—	4	4	—	—	8	
和	山	—	—	1	—	—	1	
岡	山	—	—	2	—	—	2	
広	島	2	2	7	—	—	11	
山	口	—	—	2	—	—	2	
徳	島	—	—	1	—	—	1	
香	川	—	—	3	—	—	3	
愛	媛	1	—	1	—	—	2	
福	岡	1	5	14	—	—	20	
長	崎	—	—	1	—	—	1	
熊	本	—	1	4	—	—	5	
宮	崎	—	1	2	—	—	3	
鹿	児	—	—	1	—	—	1	
	計	40	92	180	16	9	337	

工場

ミートセンター	三重県桑名市
しぐれセンター	三重県桑名市
スイーツファクトリー	三重県桑名市

(10) 使用人の状況 (2025年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数
精肉事業	258 (330) 名
惣菜事業	396 (670) 名
和菓子事業	66 (761) 名
レストラン事業	49 (63) 名
食品事業	34 (51) 名
全社 (共通)	85 (38) 名
合計	888 (1,913) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
839 (1,850) 名	+1 (+22) 名	43.3歳	11.6年

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 上記使用人数には、子会社等への出向社員は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年4月30日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 46,300,800株
- (2) **発行済株式の総数** 12,446,700株 (自己株式2,868,617株を含む。)
- (3) **株主数** 13,938名
- (4) **大株主 (上位10名)**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	717千株	7.5%
株 式 会 社 百 五 銀 行	373	3.9
赤 塚 保 正	331	3.5
赤 塚 和 隆	267	2.8
赤 塚 美 雪	265	2.8
赤 塚 勝 子	247	2.6
柿 安 取 引 先 持 株 会	194	2.0
柿 安 社 員 持 株 会	192	2.0
赤 塚 元 康	154	1.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	112	1.2

- (注) 1. 当社は自己株式 (2,868,617株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年4月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	赤塚保正	
取締役	岡本卓也	事業本部長
取締役	上垣清澄	
取締役	木立真直	
取締役	大上有衣子	JLX PARTNERS 法律事務所・ 外国法共同事業所属 ソースネクスト株式会社社外取締役 フォスター電機株式会社社外監査役
常勤監査役	赤塚義弘	
監査役	梶川融	太陽有限責任監査法人会長 キッコーマン株式会社社外監査役 三菱鉛筆株式会社社外監査役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役 (監査委員会委員)
監査役	根岸康二	キッコーマンレストラン株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梶川融氏及び根岸康二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役梶川融氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は監査役梶川融氏及び根岸康二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は社外取締役上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

7. 当社は社外監査役梶川 融氏及び根岸康二氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。
8. 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点より、総合的に検討しております。取締役及び監査役のスキル一覧表「スキルマトリックス」は次のとおりです。

氏名	役職	企	食	百	財	法	国
赤塚 保正	代表取締役社長	●	●	●		●	
岡本 卓也	取締役	●	●	●			
上垣 清澄	取締役	●	●				
木立 真直	取締役		●				●
大上 有衣子	取締役					●	●
赤塚 義弘	常勤監査役	●			●	●	
梶川 融	監査役	●			●		
根岸 康二	監査役	●	●				●

企：企業経営

食：食品業界

百：百貨店・デベロッパー

財：財務・会計

法：法務・リスク管理

国：国際性・多様性

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 基本方針

当社の取締役報酬は、役位及び職責等に応じた固定報酬及び業績に応じた役員賞与で構成されております。

社外取締役に対しては固定報酬のみの支給としております。

なお、年間報酬総額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内としております。

ロ. 報酬等の額の決定に関する方針

- ・取締役の報酬等の額の決定に関しては、年間役員報酬限度額について株主総会の承認を得た上で、取締役の月額報酬総額は取締役会の決議により決定することとしております。
- ・各取締役の月額報酬は役位及び職責等に応じて設定し、その決定については取締役会の決議により、代表取締役赤塚保正に再一任し決定することとしております。
- ・役員賞与の総額は原則として売上高並びに利益の前年実績からの改善度、目標に対する達成度等の指標により算定し、取締役会の決議により決定することとしております。なお、業績指標に関する実績は、「1. 企業集団の現況に関する事項(6)財産及び損益の状況の推移」のとおりです。
- ・各取締役の賞与金額は役位、職責、貢献度等に応じて算定し、その決定については取締役会の決議により、代表取締役赤塚保正に再一任し決定することとしております。
- ・取締役の個人別の報酬等の決定に関する権限を再一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら各取締役の担当業務における評価を客観的に行うのに代表取締役が最も適任であると考えられるからです。
- ・取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、報酬等の額の決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で監査役会にて決定しております。

ハ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

取締役及び監査役の報酬限度額に関する株主総会の決議年月日及び報酬限度額は以下のとおりであります。当該定時株主総会終結時点の取締役は8名、監査役は2名であります。

役員報酬限度額 取締役 年額 300百万円
(1996年12月25日開催の第28期定時株主総会において決議)
役員報酬限度額 監査役 年額 40百万円
(1996年12月25日開催の第28期定時株主総会において決議)

ニ. 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容
当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動といたしましては、独立社外取締役が中立的な立場で、取締役の指名・報酬の決定等について、適切な関与、助言を行っております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	131百万円 (18)	121百万円 (18)	10百万円 (-)	-百万円 (-)	6名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	22 (13)	22 (13)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	153 (31)	143 (31)	10 (-)	- (-)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年7月19日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額(10百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大上 有衣子氏は、JLX PARTNERS 法律事務所・外国法共同事業所属、ソースネクスト株式会社社外取締役及びフォスター電機株式会社社外監査役を兼務しております。

なお、当社とJLX PARTNERS 法律事務所・外国法共同事業、ソースネクスト株式会社及びフォスター電機株式会社との間には特別の取引関係はありません。

- ・監査役梶川 融氏は、太陽有限責任監査法人会長、キックマン株式会社社外監査役、三菱鉛筆株式会社社外監査役及びSOMPOホールディングス株式会社社外取締役（監査委員会委員）を兼務しております。

なお、当社と太陽有限責任監査法人、キックマン株式会社、三菱鉛筆株式会社及びSOMPOホールディングス株式会社との間には特別の取引関係はありません。

- ・監査役根岸康二氏は、キックマンレストラン株式会社代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社とキックマンレストラン株式会社との間には特別の取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	上 垣 清 澄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	木 立 真 直	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、流通論、特に食品の流通や小売・卸・外食産業などの研究を専門としており、その専門家としての豊富な経験と学識から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	大 上 有 衣 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的な見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	梶 川 融	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、また、同じく開催された監査役会11回のうち11回に出席し、主に、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	根 岸 康 二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また、同じく開催された監査役会11回のうち11回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。

D&O保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社グループが会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等並びに非監査報酬などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社グループは、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針として株式会社柿安本店行動規範を定め、これを全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
 - ハ. コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（ホットライン）を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行う。

- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理を統括する部門としてリスク管理委員会を常設し、リスク管理規程を定めリスク管理体制の構築及び運用を行う。当委員会の委員長は、代表取締役社長とする。
 - ロ. 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告することにより、これを全社的認識事項とする。
 - ハ. 監査役及び監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
 - ロ. 各担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
 - ハ. 代表取締役は、各担当取締役・執行役員に、その執行状況を取締役会及び経営会議において報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。また、子会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告する。
 - ロ. 会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう常にこれを監視し、また必要に応じて外部専門家に確認する体制とする。
 - ハ. 当社の監査役と監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、当社の取締役会に報告する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として、当社グループの監査室員を指名することができる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指示に従って、その監査役の補助に専念する。
- また、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
- ロ. 次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告する。
- ・当社グループの財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定等の内容
 - ・その他著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき
 - ・重大な法令違反または定款違反事実
- ⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、監査役に対し報告した取締役、監査役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- ⑩ 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役が職務を執行する上で、当社グループに対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役、監査室は各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項につき、協議及び意見交換するなど密接な連携を図る。
- ロ. 監査役、監査室は、会計監査人とも連携するとともに相互に牽制を図る。
- ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士及びその他の外部専門家を自らの判断で活用する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保する体制
- 金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を全うするため、内部統制システムの構築をさらに推進する。また、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- イ. 当社グループは、上記の①イ. に定める行動規範の中に「反社会的勢力との関係の遮断」を明記し、こうした勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。
- ロ. 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関係団体が潜り込むことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分に調査する。
- ハ. 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士、その関係機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育、啓蒙を継続的に行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(重要な会議の開催状況)

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次確認しております。また、経営環境の変化に的確に対応するため、経営と業務執行体制の強化を目指し、執行役員制度を導入しており、取締役、執行役員及び部門責任者による経営会議を開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

監査役会は原則として月1回開催し、状況により取締役に出席を求め、業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換により、より効果的な監査業務の実施を図っております。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,530	流 動 負 債	3,629
現金及び預金	7,995	買掛金	1,278
売掛金	2,502	未払金	503
商品及び製品	382	未払法人税等	315
仕掛品	429	未払消費税等	132
原材料及び貯蔵品	163	契約負債	10
その他	57	未払費用	913
固 定 資 産	7,665	賞与引当金	346
有 形 固 定 資 産	5,835	役員賞与引当金	10
建物及び構築物	2,750	株主優待引当金	46
機械装置及び運搬具	257	その他	72
工具器具及び備品	659	固 定 負 債	522
土地	2,119	資産除去債務	424
リース資産	48	その他	97
建設仮勘定	0	負 債 合 計	4,152
無 形 固 定 資 産	182	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	157	株 主 資 本	14,893
その他	25	資本金	1,269
投資その他の資産	1,647	資本剰余金	1,086
投資有価証券	219	利益剰余金	18,438
繰延税金資産	236	自己株式	△5,900
差入保証金	671	その他の包括利益累計額	150
退職給付に係る資産	312	その他有価証券評価差額金	56
その他	207	退職給付に係る調整累計額	94
資 産 合 計	19,196	純 資 産 合 計	15,044
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,196

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 5 月 1 日から
2025年 4 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		36,104
売 上 原 価		16,525
売 上 総 利 益		19,579
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,079
営 業 利 益		1,500
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9	
そ の 他	32	41
営 業 外 費 用		
そ の 他	3	3
経 常 利 益		1,538
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	83	
減 損 損 失	212	
そ の 他	25	321
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,216
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	571	
法 人 税 等 調 整 額	△55	515
当 期 純 利 益		701
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		701

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,075	流 動 負 債	3,486
現 金 及 び 預 金	7,608	買 掛 金	1,242
売 掛 金	2,455	一 ス 債 務	14
商 品 及 び 製 品	381	未 払 金	463
仕 掛 品	424	未 払 法 人 税 等	314
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	140	未 払 消 費 税 等	132
前 払 費 用	45	契 約 負 債	10
そ の 他	19	未 払 費 用	872
固 定 資 産	7,910	預 り 金	57
有 形 固 定 資 産	5,613	賞 与 引 当 金	326
建 物	2,540	員 賞 与 引 当 金	10
構 築 物	14	株 主 優 待 引 当 金	44
機 械 及 び 装 置	243	固 定 負 債	457
車 輜 運 搬 具	10	一 ス 債 務	38
工 具 器 具 及 び 備 品	636	長 期 未 払 金	58
土 地	2,119	資 産 除 去 債 務	359
リ ー ス 資 産	48	負 債 合 計	3,944
無 形 固 定 資 産	182	純 資 産 の 部	
借 地 権	5	株 主 資 本	14,985
ソ フ ト ウ エ ア	156	資 本 金	1,269
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	7	資 本 剰 余 金	1,086
電 話 加 入 権	12	資 本 準 備 金	1,074
投 資 そ の 他 の 資 産	2,114	そ の 他 資 本 剰 余 金	11
投 資 有 価 証 券	219	利 益 剰 余 金	18,530
関 係 会 社 株 式	698	利 益 準 備 金	125
長 期 前 払 費 用	204	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,404
繰 延 税 金 資 産	276	別 途 積 立 金	8,800
差 入 保 証 金	551	繰 越 利 益 剰 余 金	9,604
そ の 他	164	自 己 株 式	△5,900
資 産 合 計	18,985	評 価 ・ 換 算 差 額 等	56
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	56
		純 資 産 合 計	15,041
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,985

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,899
売上原価	15,375
売上総利益	19,523
販売費及び一般管理費	18,045
営業利益	1,477
営業外収益	
受取利息及び配当金	8
業務受託料	20
その他	36
営業外費用	
その他	3
経常利益	1,540
特別損失	
固定資産除却損	83
減損損失	212
その他	28
税引前当期純利益	1,216
法人税、住民税及び事業税	567
法人税等調整額	△58
当期純利益	707

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月9日

株式会社柿安本店
取締役会 御 中

東陽監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 達 則 嗣
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 南 泉 充 秀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社柿安本店の2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社柿安本店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月9日

株式会社柿安本店
取締役会 御中

東陽監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士 安達 則嗣

公認会計士 南 泉 充 秀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社柿安本店の2024年5月1日から2025年4月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月10日

株式会社柿安本店 監査役会

常勤監査役 赤 塚 義 弘 ⑩

社外監査役 梶 川 融 ⑩

社外監査役 根 岸 康 二 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置づけ、利益配分につきましては将来の事業展開や経営環境の変化に対応するため、内部留保に留意しつつ、安定的な配当を行うことを念頭に置き、業績に応じて総合的に決定することを基本方針としております。

以上の方針のもと、当期の期末配当に関する事項につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

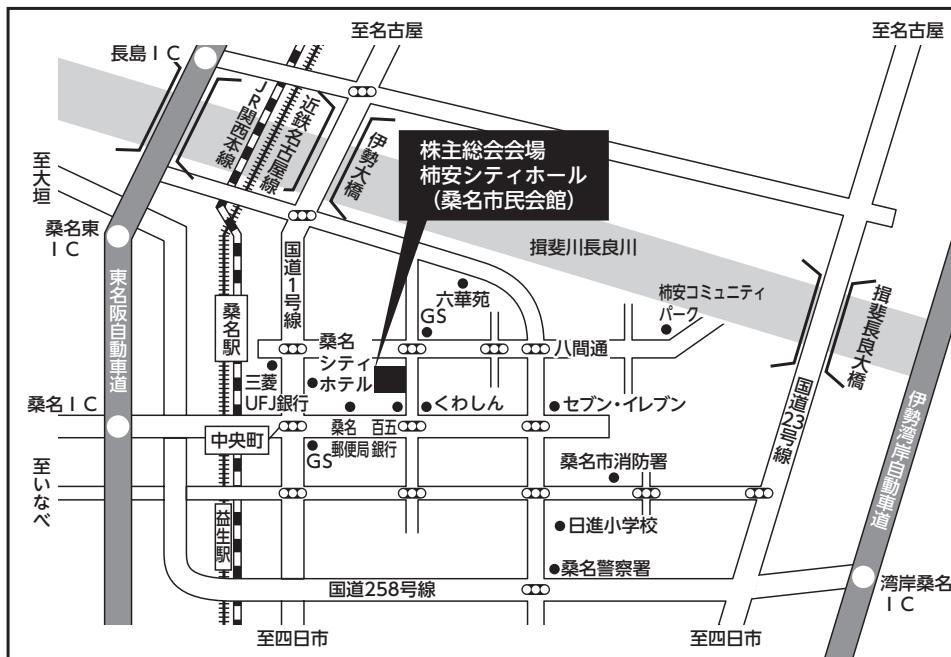
当期の業績並びに今後の新規出店その他の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金85円
配当総額 814,137,055円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年7月28日

以 上

会場ご案内図

会 場 三重県桑名市中央町三丁目20番地
柿安シティホール(桑名市民会館)大ホール
お問合せ先 0594-23-5500



- ・JR関西本線桑名駅、近鉄名古屋線桑名駅東口より徒歩約15分です。
- ・東名阪自動車道 桑名ICより車で約15分です。
- ・伊勢湾岸自動車道 湾岸桑名ICより車で約15分です。
- ・駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・桑名駅東口より午前9時から会場行きシャトルバスを運行いたします。また、株主総会終了後に会場から桑名駅行きのシャトルバスを運行いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。